

## 2. 平塚市自治会連絡協議会

### (1) 平自連の組織と役割

平塚市自治会連絡協議会（以下、「平自連」という）は昭和48年7月、市内177団体の単位自治会（町内会）の相互の連絡協調並びに自治会活動の強化推進を図ることを目的に設立されました。

平自連は市内の自治会（町内会）並びに地区連合会の会長をもって組織され、年1回の総会、月1回の地区連合会長による役員会を開催しています。

各地区連合会及び各自治会（町内会）との意見交換や情報交換等により、自治会活動の推進や地域の活性化を推進し、併せて行政との連絡調整役として市政の発展に寄与しています。

#### 【組織図】

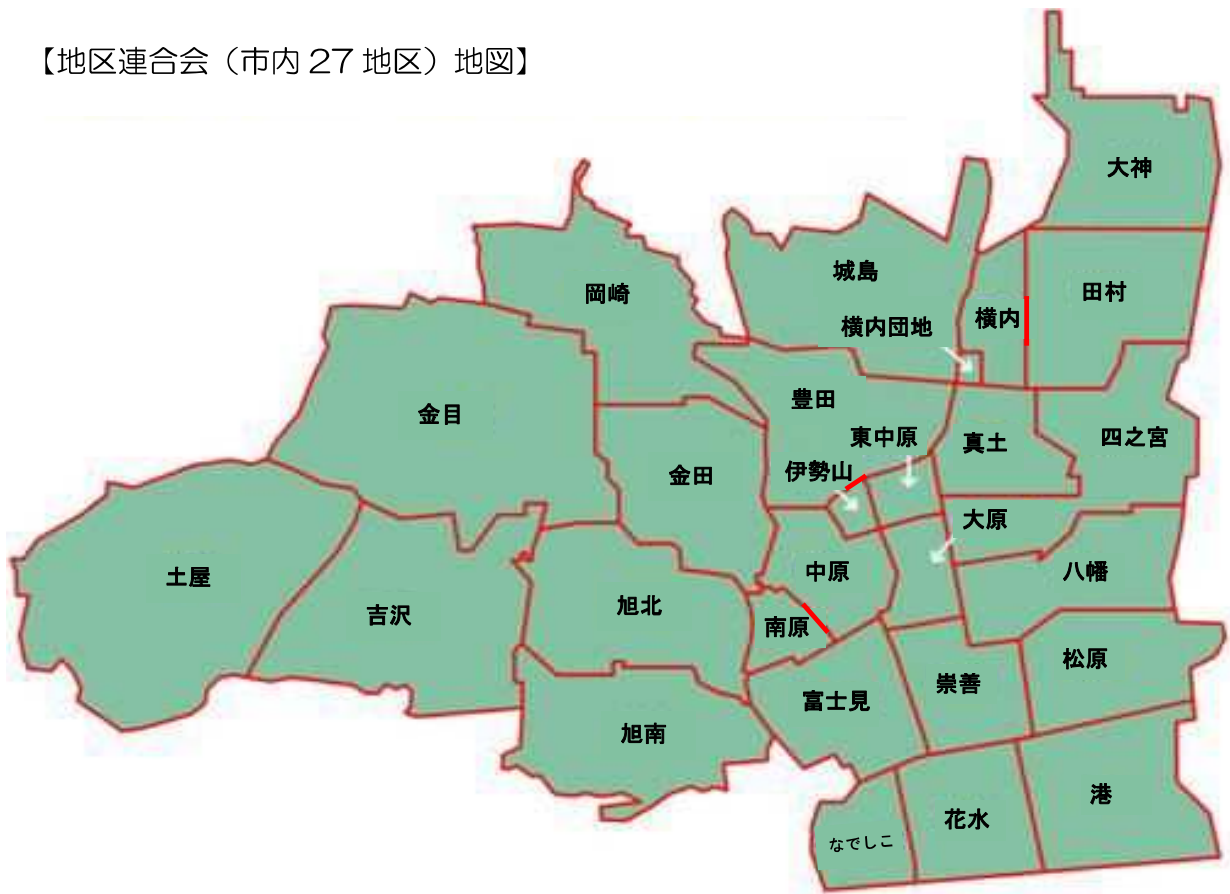
平塚市自治会連絡協議会

地区連合会  
(市内27地区)

単位自治会(町内会)  
(市内226団体)

数値は令和8年3月現在

#### 【地区連合会（市内27地区）地図】



## (2) 事業活動

毎年5月に開催する定期総会で承認された事業計画を基に事業を展開しています。  
定例的に実施している行事等には次のようなものがあります。



**(5月)**  
**定期総会**



**(6月)**  
**平自連役員と市理事者及  
び部長との意見交換会**



**(11月)**  
**自治会長研修会**



**(11月)**  
**自治会長意見交換会**



**(通年)**  
**定例役員会**



**(7月・11月・3月)**  
**「平自連だより」の発行**

### (3) 会則

#### 平塚市自治会連絡協議会会則

昭和48年7月25日 制定

(名称及び事務所)

第1条 この会は平塚市自治会連絡協議会（以下「本会」という。）と称し、事務所は本会会長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は自治会相互の連絡協調並びに自治会活動の強化をはかり、もって住民福祉に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本会の会員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本市内の自治会及び町内会（以下「自治会」という。）の会長
  - (2) 本市内の地区連合会及び地区協議会（以下「地区連合会」という。）の会長
- (事業)

第4条 本会は第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 自治会相互の啓発並びに情報交換
- (2) 自治会の運営研究
- (3) 会の広報活動
- (4) 会員の研修
- (5) その他目的達成に必要な事項

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 2名
- (5) 会計監査 2名
- (6) 幹事

(役員を選出)

第6条 役員を選出は次によるものとする。

- (1) 会長、副会長、書記、会計及び会計監査は総会において会員のうち地区連合会の会長の中から選出する。
- (2) 幹事は前号で選出された者を除く地区連合会の会長とする。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次によるものとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。

- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は本会の事務処理を担当する。
- (4) 会計は本会の会計を担当する。
- (5) 会計監査は、会計の監査にあたる。
- (6) 幹事は他の役員とともに、本会の運営上必要な事項を審議し、各自治会との連絡調整にあたる。

(役員任期)

第8条 役員任期は2か年とし、再任を妨げない。

2 現役員の辞任により選任された後任役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了後といえども後任者が選任されるまでは在任する。

(専門部)

第9条 本会は第4条の事業を推進するために次の専門部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 渉外調査部
- (3) 研修部
- (4) 広報部

2 各専門部の部員は会長を除く本会役員とし、正、副部長各1名を置く。

3 各専門部長は本会副会長とし、副部長は各部員の互選による。

4 部長及び、副部長の任務は担当業務の遂行にあたる。

5 部長及び、副部長の任期は本会役員任期と同じくする。

(顧問)

第10条 本会に、必要に応じ顧問を置くことができる。

(1) 顧問任期は本会役員任期と同じくする。

(2) 顧問については役員会にて定めるものとする。

(会議)

第11条 本会の会議は総会及び役員会とする。

(総会)

第12条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 予算、決算に関すること。
- (2) 事業計画、事業報告に関すること。
- (3) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (4) 役員選出及び承認に関すること。
- (5) その他重要な事項。

2 総会は年1回開催し、会長が招集する。ただし会員の2分の1以上の要請があるとき又は会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができる。

3 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決する。

## 2. 平塚市自治会連絡協議会

(役員会)

第13条 役員会は次の事項を審議決定する。

- (1) 総会に提出する事項の審議。
- (2) 緊急を要する業務の執行。
- (3) 総会の議決事項に属さない事項で本会の運営上必要なこと。

2 役員会は会長が必要に応じて招集し、会長が主宰する。

3 役員会は役員の2分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決する。

(会費)

第14条 自治会は別表に定める会費を納入するものとする。

(会計)

第15条 本会の経費は会費、寄付金、交付金等その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了する。

(細目)

第17条 その他本会の運営に必要な事項は役員会においてこれを決める。

附 則

この会則は、平成8年5月25日から施行する。ただし、第14条の会費に関する規定は、平成8年度会計から適用する。

別表(第14条関係) 平塚市自治会連絡協議会会費

1 自治会につき、均等割+世帯数割とする。		
均等割	年額 1,000円	
世帯数割	世帯数	年額
	100世帯以下	500円
	101世帯以上 300世帯以下	1,000円
	301世帯以上 500世帯以下	1,500円
	501世帯以上	2,000円

附 則

この会則は、平成14年5月25日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年5月28日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年5月22日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年5月19日から施行する。

**(4) 見舞金・弔慰金贈呈規定****平塚市自治会連絡協議会见舞金・弔慰金贈呈規定**

## 1. 趣 旨

平塚市自治会連絡協議会（以下「平自連」という。）の役員並びに平自連加盟の単位自治会長が疾病並びに死亡の場合、次に定める見舞金又は弔慰金を贈呈する。

## 2. 対 象

本規定の対象となる役員とは次のとおりとする。

- ・平自連役員（会長、副会長、書記、会計、会計監査、顧問及び幹事）
- ・平自連加盟の単位自治会長

## 3. 見舞・弔慰金

見舞・弔慰金は次のとおり定める。

	平自連役員	単位自治会長
見舞金	5,000円	
弔慰金	10,000円	10,000円

見舞金は継続して10日間以上の入院加療に限る。但し、年度間内において1回限りとする。又、同じ疾病にて再度入院した場合は年度が異なっても、これを贈呈しない。

## 4. 見舞・弔問

見舞金又は弔慰金は原則として平自連会長が持参する。

但し、単位自治会長の弔慰金は地区連合会長が持参することもできる。

## 5. 見舞・香典返し

平自連自体が冠婚葬祭の簡素化を提唱していることもあり、一切を辞退する。

## 6. 連絡方法

見舞・弔問の連絡は次のとおりとする。

平自連役員の場合は事務担当が当たり、単位自治会長の場合は地区連合会長が担当する。

## 7. 委 任

上記以外で平自連として弔慰等と予想される場合は、その都度会長が定める。

## 附 則

この規定は、昭和56年1月26日から適用する。

この規定は、平成16年4月23日から適用する。

この規定は、平成29年9月27日から適用する。